

## 電子図書館運用規約実施細則

平成 16 年 7 月 20 日制定

平成 16 年 11 月 3 日改正

(目的)「第 9 条関連」

第 1 条 電子図書館の運用に係る細目を本則により定める。

(会費)「第 4 条関連」

第 2 条 賛助会員及び登録会員の会費は、次のとおりとする。

(1) 賛助会員

1 万円 (初年度のみ)

(2) 登録会員

1,000 円 / 年 (納付年度のみ登録)

(資格の喪失)「第 4 条関連」

第 3 条 会員は、次の各号に該当するときは、その資格を失う。

(1) 退会したとき

(2) 除名されたとき

(退会)「第 4 条関連」

第 4 条 会員が退会しようとするときは、退会届を規約第 5 条に規定する運営委員会事務局に提出しなければならない。なお、退会による会費の返納は、原則行わないものとする。

(除名)「第 4 条関連」

第 5 条 会員の次の各号に該当するときは、規約第 5 条に規定する運営委員会の決議によって除名することができる。なお、除名者に対する会費の返納は、原則行わないものとする。

(1) 「かいこう館」の運営等に関し、その名誉を汚し、又は信用を失わせる行為があったとき

(2) 規約又は細則若しくは運営委員会の決定事項を無視する行為があったとき

(会員サービス)「第 4 条関連」

第 6 条 賛助会員及び登録会員へのサービスは、次のとおりとする。

(1) 賛助会員

- ・第 2 条の会費の他、1,000 円 / 年の会費で、最新トピック情報 (CM) コーナーに会社 CM/PR、新製品等を掲載可能 (\* )。
- ・図書ファイルの図書の購入無料。
- ・インタラクティブサイト / ビジネスサイトの利用無料。

(\*)掲載には事前審査を要す。

(2) 登録会員

- ・モニターツアー等希望するイベント情報、トピック情報のメール配信サービスを受信可能。
- ・図書ファイルの図書の購入無料。
- ・インタラクティブサイトの利用無料。